

公 告

下記により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

契約担当官
航空自衛隊第2補給処業務部
会計課長 中村 匡利

記

1 入札に付する事項

件 名	履行場所	履行期間	備 考
燃料施設点検役務	航空自衛隊岐阜基地	契約締結日～令和9年3月31日	

2 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所 岐阜県各務原市那加官有地無番地 航空自衛隊岐阜基地 厚生センター1階
(2) 日 時 令和8年5月12日(火) 09:00

3 適用する契約条項(航空自衛隊標準契約条項 役務供給契約条項及び適用契約条項並びに暴力団排除に関する特約条項(工事以外))を示す場所は航空自衛隊岐阜基地ホームページの岐阜基地会計調達情報欄

4 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者でないこと。
(2) 令和7、8、9年度競争参加資格(全省庁統一資格)の競争参加地域「東海・北陸」で営業品目「役務の提供等 D以上」の資格を有する者
(3) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合にはこの限りではない。

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係わる課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金

- (1) 入札保証金：予決令第77条第2号により免除
(2) 契約保証金：予決令第100条の3第3号により免除
(3) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは入札保証金相当額(見積もる契約金額の100分の5以上)を徴収する。

7 決定方法 総額決定(予定価格の制限の範囲内で最低価格を入札した者を契約の相手とする。)

8 契約方法 確定契約

9 入札の無効 4の参加資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

10 説明会 無

11 契約(請)書作成の有無 有

12 その他

- (1) 郵便入札の場合は、入札書右上段に「郵便」又は「〒」と記入し、担当宛に郵送すること。
ただし、入札書は 令和8年5月11日(月)17時 まで到達しない場合は無効とする。
なお、1回目の入札が不調となった場合は、2回目以降の入札では「辞退」扱いになるため承知されたい。
(2) 代理入札者については委任状を提出のこと。
(3) 入札参加者は入札開始前までに資格審査結果通知書の写しを提出すること。
(4) 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数がある時、その端数金額を切り捨てるものとする。
(5) 本公告の記載事項の詳細については、業務部会計課(Tel 058-382-1101 内線 2915) 担当 藤原(ふじわら)まで。

入 札 書

下記のとおり「入札及び契約心得」を承諾のうえ、入札致します。

令和8年5月12日

契約担当官
航空自衛隊第2補給処業務部
会計課長

殿

住 所
会社名
代表者名

印

記

履行期間	契約締結日～令和9年3月31日	履行場所			航空自衛隊岐阜基地	
品名（件名）	規 格	単位	数量	単価	金 額	備 考
燃料施設点検役務	仕様書のとおり	式	1			
	一以下余白一					

注 1. 語句を訂正するときは2線にて抹消し訂正印（代表者名に使用した印）を捺印のこと

委任状

令和8年5月12日

契約担当官
航空自衛隊第2補給処業務部
会計課長

殿

(委任者)

住 所

社 名

代 表 者

印

私は、下記の者を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を委任します。

- | | |
|--------|-----------------|
| 1 件名 | 燃料施設点検役務 |
| 2 履行期間 | 契約締結日～令和9年3月31日 |
| 3 履行場所 | 航空自衛隊岐阜基地 |

(代理人)

住 所

氏 名

代理人使用印鑑

役 務 仕 様 書

- 1 役務件名 燃料施設点検役務
- 2 整理番号 施 6
- 3 作成年月日 令和 8 年 4 月 1 3 日
- 4 作成部隊名 第 2 補給処業務部施設課
- 5 履行場所 航空自衛隊 岐阜基地
- 6 役務概要

(1) 地下貯蔵タンク、二重殻タンク及び地下埋設配管の定期点検 (別図第 1 参照)

対象施設		燃種	容量等
作業場所 1	地下貯蔵タンク	軽油	6 kℓ
作業場所 2	地下貯蔵タンク	軽油	1. 5 kℓ
作業場所 3	地下貯蔵タンク	軽油	1. 9 kℓ
作業場所 4	地下貯蔵タンク	A 重油	3 kℓ
作業場所 5	二重殻タンク	軽油	5 kℓ
作業場所 6	二重殻タンク	A 重油	1 3 kℓ
作業場所 7	二重殻タンク	A 重油	1 5 kℓ
作業場所 8	二重殻タンク	灯油	4 kℓ
作業場所 9	二重殻タンク	軽油	6 kℓ
作業場所 1 0	二重殻タンク	軽油	4 0 kℓ
作業場所 1 1	二重殻タンク	ガソリン	2 0 kℓ
作業場所 1 2	二重殻タンク	廃油	1. 9 kℓ
作業場所 1 3	地下埋設配管	JET A-1	2 5 A 約 2 0 m 5 0 A 約 2 7 4 m 8 0 A 約 1 8 m 1 0 0 A 約 1 7 m 1 5 0 A 約 6 4 7 m 2 0 0 A 約 1 3 6 m

(2) 電気防食測定 (別図第 2 参照)

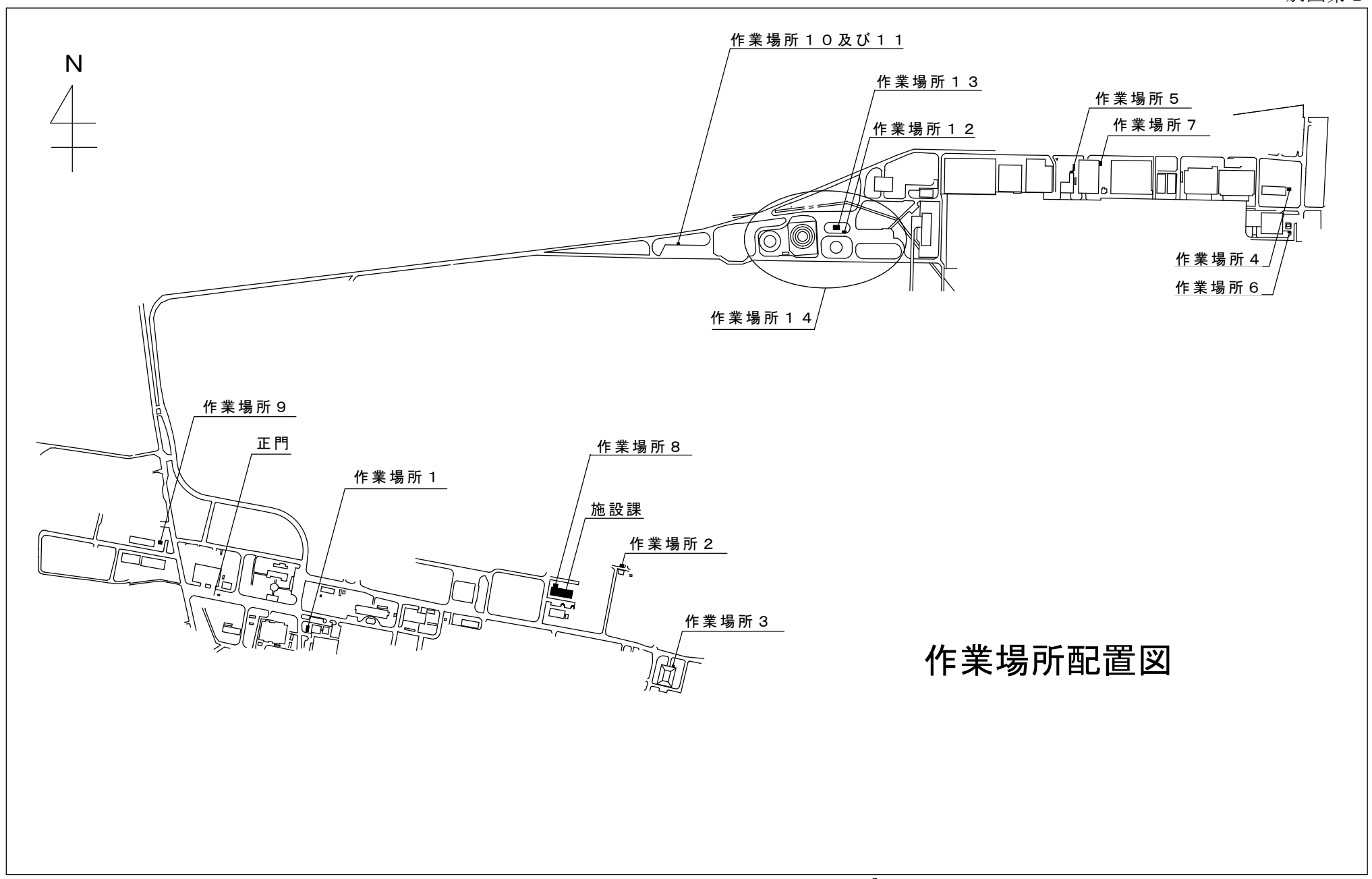
対象施設		測定点
作業場所 1 4	屋外タンク貯蔵所	8 か所

7 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書及び図面によるほか、建築保全業務共通仕様書（令和5年版）、「危険物の規制に関する規則」、「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」、「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について（消防危第120号 令和元年8月27日）」に準拠し実施するものとする。
- (2) 本役務の統制事項及び書類手続きは、監督官の指示によるものとする。
- (3) 履行に際し、作業全般に関する監督官との打合せ及び監督官立会いによる現場確認を、作業実施日より前に行うものとする。
- (4) 請負業者は現場代理人を設定し、作業日は現場立会いをさせるものとする。
- (5) 役務写真
 - ア 役務写真は、役務写真帳に整理のうえ、提出するものとする。
 - イ 作業時の写真は、監督官の指示により黒板等に作業内容等を記載し、撮影するものとする。
 - ウ 撮影したデータおよび写真は役務完了後すべて廃棄し、流出防止に努めるものとする。
- (6) 履行にあたり、建物、工作物及びその他に損害を与えないための必要な措置をとるとともに、万一、損害を与えた場合は、請負業者の負担にて現状に復するものとする。
- (7) その他不明な点は、監督官と協議するものとする。
- (8) 設計図書等の管理
 - ア 請負業者は、設計図書等を当該役務関係者以外に貸出し、複写、閲覧させてはならない。
 - イ 請負業者は、設計図書等を役務完了後すべて監督官に返納するものとする。

8 特記事項

- (1) 本役務に使用する測定機器等は（財）全国危険物安全協会認定品とし、請負業者にて準備し、監督官の確認を受けるものとする。また、測定機器等の電源については請負業者にて発動発電機等を準備するものとする。
- (2) 履行に際し、日々、作業計画書（任意様式）を作成し作業員全員に周知させたのち、監督官へ提出し、確認を受けるものとする。また、作業計画書に記載なき作業等が発生した場合は、監督官と打合せのうえ実施するものとする。
- (3) 電気防食測定は一定時間電圧値が記録できる電圧記録計を用いて測定し、測定結果報告書（任意様式）（3部）を監督官へ提出するものとする。
- (4) 点検結果については、消防法で定められた点検結果報告書（3部）を監督官へ提出するものとする。
- (5) 履行に際し、異常等を認めた場合は、速やかに監督官に通知すること。



作業場所配置図

